

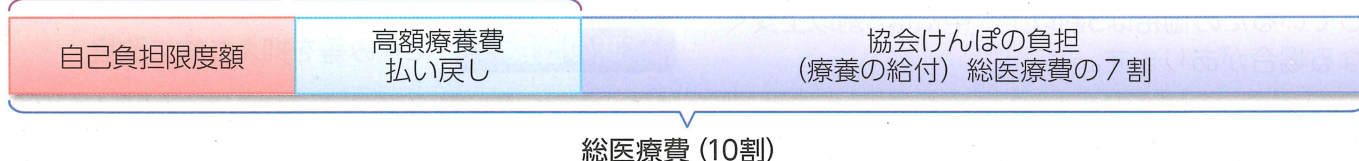
協会けんぽ みやざき

～高額療養費について～

高額療養費とは

1カ月(1日から月末まで)に1つの医療機関等に支払った医療費(自己負担額)が、ある一定額(自己負担限度額)を超えた場合、超えた部分の医療費について払戻しされます。ただし、入院時の食事代や差額ベッド代、健康保険によらない治療費等は対象外です。

医療機関窓口で支払った医療費(総医療費の3割)



☑ 自己負担限度額は、被保険者の所得状況や受給者の年齢等により定められています。

70歳未満の方の場合

区分	被保険者の所得区分	自己負担限度額	多数該当(※1)
ア	標準報酬月額83万円以上の方	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ	標準報酬月額53万～79万円の方	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ	標準報酬月額28万～50万円の方	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ	標準報酬月額26万円以下の方	57,600円	44,400円
オ	低所得者 (被保険者が市区町村民税非課税者等の方)	35,400円	24,600円

注)「区分ア」または「区分イ」に該当する場合、市区町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での「区分ア」または「区分イ」の該当となります。

※1 直近1年間に、3回以上高額療養費の支給を受けている場合、4回目から自己負担限度額が軽減されます。

☑ 自己負担額は合算できる場合があります。

被保険者とその被扶養者が同じ月に医療機関で受診した場合や、お一人が複数の医療機関で受診したり、一つの医療機関で入院と外来がある場合など、自己負担額は世帯で合算することができ、その合算した額が自己負担限度額を超えた場合は、超えた額が払い戻されます。

70歳未満の方の場合

合算できる自己負担額は、**21,000円以上**のものです。

- ・ 個人ごと、医療機関ごとに計算します。
同じ医療機関であっても①医科入院、②医科外来、③歯科入院、④歯科外来にわけて計算します。
- ・ 医療機関から交付された処方せんにより調剤薬局で調剤を受けた場合は、薬局で支払った自己負担額を処方せんを交付した医療機関に含めて計算します。

☑ 70歳以上75歳未満の方は・・・

70歳未満の方と自己負担限度額や合算できる金額などに違いがあります。

詳しくは協会けんぽホームページをご覧ください。協会けんぽ宮崎支部へお問い合わせください。

(業務グループ 音声案内 Ⅰ)

☑ 医療費が高額になりそうなときは・・・

限度額適用認定証の申請手続きを行いましょう。(詳しくは「2019.4 vol.106号」をご覧ください。)

☑ よくあるお問い合わせ

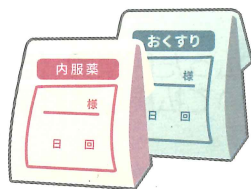
お問い合わせ	回答
月をまたいで入院し、医療費の支払いは2カ月分まとめて行いましたが、自己負担額は合算できますか。	高額療養費は1カ月(1日から月末まで)の自己負担額で計算しますので、合算はできません。月をまたいで、2カ月分申請する場合には、月ごとに申請書をご提出ください。
ケガで入院した際の医療費について申請したいのですが、なにか届け出は必要ですか。	ケガをした原因や状況などをご記入いただく「負傷原因届」が必要です。また、交通事故等の場合「第三者の行為による傷病届」が必要です。

ジェネリック医薬品に切り替えてみませんか？

協会けんぽでは「ジェネリック医薬品」の普及を推進しています。皆さまのお薬代の負担軽減や、健康保険財政の改善にもつながります。ジェネリック医薬品への切り替えを検討してみませんか。

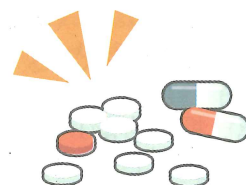
ジェネリック医薬品とはどのような薬なのでしょうか？

効き目や安全性が
先発医薬品と同等と
厚生労働省から
認められたお薬です



なおかつ先発医薬品の有効成分を利用して開発しているため価格は3割以上、中には5割以上安くなる場合があります。

服用しやすいお薬へ
製造の工夫が
図られています



製剤の小型化

大きさを小さくし飲みやすく改良

剤形の変更

飲みやすい形状に改良

味の改良

にがみ等を抑えた味に改良

ジェネリック医薬品に切り替えたいときは？

病院や診療所での診察時に
ジェネリック医薬品を使いたい
ことを医師に伝える

または

薬局でジェネリック医薬品を
使いたいことを薬剤師に伝える

※医師の判断により切り替えができないことがあります。また、薬局によりジェネリック医薬品の在庫状況が異なる場合があります。

※「ジェネリック医薬品希望シール」を保険証やお薬手帳などに貼ることもできます。ご希望の方は協会けんぽ宮崎支部までご連絡ください。(企画総務グループ 音声案内④)

ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りします

◆お知らせの内容は？

お薬代の負担軽減が一定額以上見込まれる方に、処方されているお薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合、**どのくらいお薬代が軽減されるか**をお知らせするものです。

今年度1回目の通知を、令和元年8月頃に加入者（被保険者）様の住所へお送りする予定です。

※このお知らせは、ジェネリック医薬品への変更を強制するものではありません。

ジェネリック医薬品を知ってもらうこと、先発医薬品以外にもジェネリック医薬品という選択肢があることをお知らせする目的で送付しています。

※使用できる病気（効能）が異なるときや在庫がないなどの理由で、ジェネリック医薬品に切り替えることができない場合もあります。

※すべての加入者様に通知されるものではありません。



全国健康保険協会 宮崎支部

協会けんぽ

協会けんぽ 宮崎

検索

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階

TEL 0985-35-5364

FAX 0985-35-5393

音声案内でご案内します

案内①業務（給付、保険証、任意継続など）

案内③レセプト（レセプト、第三者行為（交通事故等））

案内②保健（健診、特定保健指導など）

案内④企画総務（保険料率、健康宣言など）

保険証を使用できるのは
退職日までです！

従業員本人だけではなく、扶養家族も含めて退職日の翌日から使えません。保険証は扶養家族分も含めて必ず返却してください。

2019年度は2月を除く毎月発行予定です。